

特記仕様書

1. 契約書、収穫調査委託契約約款及び収穫調査委託標準仕様書に定めるもののほか、この仕様書に基づき契約を履行するものとする。

2. 放射線障害防止措置

受注者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成 23 年厚生労働省令第 152 号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

詳しくは、厚生労働省のホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000029897.html>)

原子力規制委員会のホームページ放射線モニタリング情報

(<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja>) を参照すること。

3. CSF(豚熱)への対応について

CSF(豚熱)の感染拡大防止のため、福島県における CSF 対策を熟知して適切な対応に努めること。

詳しくは、福島県のホームページ「野生イノシシの豚熱対策の防疫のお願い」について(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/csf-boueki.html>)を参照すること。

4. 希少野生生物への対応について

調査区域内において、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)」に基づき、指定されている国内希少野生動植物種の生息・生育、「福島県野生動植物の保護に関する条例」(平成 16 年 3 月 26 日福島県条例第 23 号)により、指定されている特定希少野生動植物の生息・生育及び猛禽類の存在を確認した場合は、早急に監督職員へ連絡し、その指示に従うこと。

詳しくは、福島県のホームページ「希少野生動植物」について

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/tokuteiyaseidouyokubutu.htm>)

1) を参照すること。

5. 一部林小班の復命書提出期限について

1015-I と 1 林小班、1017 ね 3 林小班、1021 い 5 林小班、1022 ぬ 2 林小班
については収獲調査復命書の提出期限を令和 7 年 9 月 19 日(金)までとする。